役員報酬並びに費用弁償に関する規則

平成　3年　3月　8日

規　　則　　 第　２号

(役員報酬等)

第１条　社会福祉法人本山育成会定款第８条及び第２１条の規定による理事長、理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員（以下役員等とする。）には、この規則の定めるところにより、報酬及び費用弁償として旅費を支給する。

第２条　役員等には、勤務形態に応じて報酬を支給する。報酬の額は、別表第１のとおりとする。

（旅　費）

第３条　旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とし、その額は別表第２のとおりとする。

（報酬等の額及び算定方法）

第４条 役員等の報酬等の額及び算定方法は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）役員等の報酬は、別表第１に定める額とする。但し常勤の理事（以下業務執行理事という。）の報酬については理事会で決定する。

（２）業務執行理事には賞与を支給する。その額は社会福祉法人本山育成会給与規程に定める計算式により算出される額に準ずる。

（支給方法）

第５条　報酬を支給する期日は、役員等の出務に応じその都度支給する。但し、理事長は当該年度末（3月31日）。業務執行理事については毎月15日とする。その日が休日に当たるときは、社会福祉法人本山育成会給与規程第3条第3項に準じた日とする（次号において同じ。）。

（２）業務執行理事の賞与は、毎年 6 月 15日及び 12 月 15日とする。

第６条　旅費は、役員等が職務のため出張した場合に支給する。

（報酬の日割り計算）

第７条 新たに業務執行理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、退任日及び解任された日の前日までの報酬を支給する。

３　前二項における月の中途に就任、退任、又は解任の場合の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）

第８条 この規則により、計算した金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

（公表）

第９条 社会福祉法人本山育成会は、この規則をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第１０条 この規則の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

（補則）

第１１条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附　　則

１　この規則は、平成　３年　４月　１日から施行する。

２　この規則は、平成　４年　４月　１日から施行する。

３　この規則は、平成　５年　４月　１日から施行する。

４　この規則は、平成　６年　４月　１日から施行する。

５　この規則は、平成１７年１２月２１日から施行する。

６　この規則は、平成１８年　５月２９日から施行する。

７　この規則は、平成２９年　３月２１日から施行する。

８　この規則は、平成３０年　３月２７日から施行する。

９　この規則は、令和　２年　６月２４日から施行する。

別表第１（役員等報酬額計算表）

　＜報酬額＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※税込表記

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | | | |
| **（非常勤）** | | **業務報酬** | **出席報酬** | |
| 理事長 | | 年額180,000円 | 日額10,000円 | 半日額　5,000円 |
| 監事 | | 日額10,000円 | 日額10,000円 | 半日額　5,000円 |
| 評議員 | | 日額9,000円 | 日額　9,000円 | 半日額　4,500円 |
| 理事 | | 日額9,000円 | 日額　9,000円 | 半日額　4,500円 |
| 評議員選任  解任委員 | |  | 日額10,000円 | 半日額　5,000円 |
| **（常勤）** | | **月額報酬** |  |  |
| 業務執行理事 | | 月額330,000円以内 | ※業務執行理事の報酬は理事会で決定する。 | |

（**理事長報酬**）

（理事長）　年額　180,000円

（**業務執行理事報酬**）

（業務執行理事）月額　330,000円×12か月＝3,960,000円

　　　　　　賞与　社会福祉法人本山育成会給与規定に準ずる。

（**役員等出席報酬**）

（理事長）理事会5回　評議員会2回　10,000円×7回×1名＝70,000円

（監　事）理事会5回　評議員会2回　10,000円×7回×2名＝140,000円

　　 （評議員）　　　　　 評議員会2回　 9,000円×2回×7名＝126,000円

（理　事）理事会5回　　　　　　　　 9,000円×5回×5名＝225,000円

（**役員等業務報酬**）

（監　事）監査　 1回×2名＝20,000円

（評議員選任・解任委員）出席報酬　1回×２名＝20,000円

合計6,130,300円/341,000,000円（事業活動総収入法人概算2％以内）

※例　平成28年度決算分

* 職員として勤務している者は、給与支払いを受ける。

別表第２

旅費支給基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 鉄　　　道　　　賃 | | | 車賃 | 航空賃 | 船賃 |
| 普通運賃 | 指定席料金 | 特別車両料金 | 現に支払った料金  通常のバス路線等のない区間の車賃１ｋｍ当たり37円の定額 | 現に支払った料金 | １等運賃 |
| 鉄道が定めた料金 | 片道100ｋｍ以上の場合支給し鉄道が定めた料金 | 片道300ｋｍ以上の場合支給し鉄道が定めた料金  新　幹　線 |
| 急行料金 | 特別急行料金 | 特別急行料金 |
| 片道30ｋｍ以上の場合支給し鉄道が定めた料金 | 片道100ｋｍ以上の場合支給し鉄道が定めた料金 | 片道300ｋｍ以上の場合支給し鉄道が定めた料金 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 鉄　道　賃 | 船　賃 | 航　空　賃 | 車　賃  （1km当り） | 日　当  （1日当り） | 宿泊費  (一泊につき) |
| 県内普通運賃  （県外はグリーン料金を加算した額） | 県内普通運賃(県外はグリーン料金を加算した額) | 実　費 | 25円  または  実費 | 県外2,400円  県内1,700円 | 県外13,000円  県内8,000円 |

日当・宿泊料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 日当（１日につき） | 宿泊料（1泊につき） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分  役　　員 | 県　　内  1,700 | 県　　外  2,400 | 県　　内  8,000 | 県　　外  13,000 |

法人所有車出張旅費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 出張旅費 | |
| 同乗者 | 運転者 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 当該旅費 | 片道8ｋｍ～16ｋｍ未満 | 255 | 340 |
| 当該旅費 | 片道16ｋｍ～25ｋｍ未満 | 510 | 680 |
| 当該旅費 | 片道25ｋｍ～50ｋｍ未満 | 765 | 1,020 |
| 当該旅費 | 片道50ｋｍ～100ｋｍ未満 | 1,020 | 1,360 |
| 当該旅費 | 片道100ｋｍ以上 | 1,275 | 1,700 |

備考：同乗者は、運転者に支給する旅費額の75％を支給する。